県議会各位

神奈川県知的障害福祉協会
神奈川県身体障害施設協会
特定非営利活動法人
神奈川セルプセンター

要望事項

障害者が地域で生き生き暮らすためには、議会及び行政が中心となりながら、我々障害者団体と一体となり、神奈川県における障害者（児）支援を推進することが重要です。「福祉先進県」と言われてきた神奈川県においては、独自性ときめ細かな施策が継続されることを強く望み、下記の事項について特段のご配慮くださいますよう要望します。

1. 神奈川県社会福祉会館の再整備について

社会福祉会館は、各都道府県に１箇所以上、地域福祉の拠点として設置されているものです。現在、福祉関係団体が社会福祉会館を拠点に、地域福祉ネットワークの形成、職員研修、福祉人材の育成、ボランティア活動、共同募金等々様々な活動を行っています。

このたびの整備については、現行の機能の更なる向上を目指すとともに、「共に生きる」社会の実現を発信する重要な神奈川県の活動拠点として位置づけ、県が主体的にかかわり対応されることを求めます。

また、神奈川県社会福祉会館の竣工予定時期は、当初計画の平成３１年３月末から２年近く超過することが見込まれています。当初計画の竣工期日は、会館の利用期限でもあるため、当該期限後も再整備完了までの間は引き続き、会館を福祉関係団体の活動拠点及び福祉人材養成拠点等として現行通り利用できるよう要望いたします。

2. 福祉人材の確保及び社会福祉施設職員等退職共済制度における公費助成の廃止について

現在福祉人材不足は、喫緊の課題であります。障害児・者の特性に応じた支援を提供できるような人材を養成、確保するために、教育機関、福祉人材センター等と連携した障害福祉サービス等に係る人材の確保及び各種研修の充実の方策を要望いたします。

また、平成２９年度から社会福祉法の一部改正が行われました。この改正中、内部留保の問題を受けて「社会福祉充実残額」の算出が導入されました。結果として、９割の社会福祉法人が事業継続に必要な財産がマイナスという結果になりました。このような

実態の中で、社会福祉施設職員等退職共済制度における公費助成制度の廃止は、福祉人材の確保、福利厚生及び法人の事業継続にとって厳しい状況になっています。この制度を補完できる制度を講じていただけるよう要望いたします。

3.　障害者地域生活サポート事業

平成１８年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて１２年が経過しました。この事業は、平成２６年度から交付金化されましたが、市町村の任意事業であり、県市 1/2 負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により格差が生じています。事業メニューの実施率としても約 16%と低い状況です。つきましては、県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望いたします。

4.　障害支援施設における夜間職員配置について

津久井やまゆり園事件を受けて、県立施設には、夜間職員配置が増員されました。民間施設にも県立施設と同様の夜間配置の増を要望いたします。

5.　官公需の障害福祉事業所への優先発注等について

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等への発注をさらに促進するとともに、神奈川県内の全市町村において調達方針への策定及び結果についてホームページにて公表するようご指導をお願いします。また、調達方針策定及び発注の際には「予算決算及び会計令第９９条」を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなどのご配慮をくださいますよう要望いたします。

以上